

事業者用太陽光発電設備等導入支援事業のご案内

温室効果ガスの削減を図るため、「太陽光発電設備及び蓄電池の導入」を補助します。

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

2 補助対象設備

太陽光発電設備、蓄電池

- ※ 自家消費を目的とした導入であること
- ※ 未使用品の導入であること
- ※ リース又はオンサイトPPAによる導入の場合も補助対象となります。

太陽光発電設備（単独）	蓄電池（単独）	太陽光発電設備+蓄電池
○	×	○

3 補助額及び補助上限額

補助対象設備	補助額	補助上限額
太陽光発電設備	① 定額：5万円/kW （脱炭素に資するサステナビリティ・リンク・ローンを利用する中小企業者等又は中小企業向けS B T認定を取得した中小企業者等） ② 定額：4万円/kW（上記以外）	①500万円（出力：100kW） ②400万円（出力：100kW）
蓄電池	補助対象経費（※）の1/3 ※蓄電池本体、蓄電池に係るパワーコンディショナー及び工事費（消費税及び地方消費税は除く）	20kWh未満の蓄電池：516.6万円 20kWh以上の蓄電池：633.3万円 （容量：100kWh）

4 申請期間

令和8（2026）年5月11日（月）～10月30日（金）

- ※ 申請開始日から先着順で受付、審査します。
- ※ 申請期間内であっても、予算額を超える申請があった日をもって受付を終了します。
- ※ 受付終了日に複数の申請書が提出された場合は、抽選によって選定します。

5 その他

交付決定前に事業着手（工事着工）した場合は**補助対象外**となります。

- ※ 契約・発注については、事業着手に該当しません。
ただし、令和8（2026）年4月1日以降の契約・発注に限ります。
- ※ 交付決定時期は、提出した書類に不備等がない場合、提出から約1ヶ月後になります。

〈問い合わせ先〉栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL：028-623-3186 FAX：028-623-3259

https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/jikasyouhitaiyoukou_zigyousya.html

詳細はHPへ



【事業者向け】

省CO₂設備の更新等に係る補助金の御案内

1 補助対象者

県内に事業所を有する中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

2 補助対象事業 ※補助対象事業や要件が昨年度とは変わっています。

(1) 既存の対象設備の更新

① 空調、工業炉、ボイラー等の更新（CO₂削減量年間10トン以上又はCO₂削減率20%以上）

② 照明LED化（①と併せた実施であって、補助対象経費は①未滿

かつ、CO₂削減量年間10トン以上又はCO₂削減率50%以上）

※ 照明LED化単独での申請はできません

補助額：補助対象経費の1/3以内

上限額：①と②の 合計 100万円

(2) ボイラーの電化、ガス化又は木質バイオマス化（R8から追加）

補助額：補助対象経費の1/3以内

上限額：ボイラー電化 300万円、ボイラーガス化又は木質バイオマス化 200万円

(3) コージェネレーションシステムの設置

補助額：補助対象経費の1/3以内 上限額：100万円

3 申請期間

A：ボイラーの電化、ガス化又は木質バイオマス化

令和8（2026）年4月27日（月）～10月30日（金）

B：その他の対象事業

令和8（2026）年4月27日（月）～12月25日（金）

※ 申請開始日から先着順で受付、審査します。

※ 申請期間内であっても、A、Bの各枠において予算を超える申請があった日をもって受付終了とします。

※ なお、受付終了日に複数申請があった場合は抽選によって選定します。

※ Aの申請状況によっては、Bの再募集を行う場合があります。

4 その他

- ・補助額が20万円以上となるものが対象となります。
- ・交付決定前に事業実施（契約・発注）した場合は補助対象外となります。
- ・審査期間は、必要書類が全て揃ってから概ね1か月です。



〈問い合わせ先〉栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

詳細はHPへ

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 県庁舎本館11階

TEL：028-623-3262 FAX：028-623-3259

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/kouhou/datsutansohojokin.html>



環境に優しく、災害時にも安心な ZEVへの転換を検討しませんか!?



ZEV(ゼロエミッションビークル)とは・・・

走行時にCO₂（二酸化炭素）などの排出ガスを出さない自動車のこと。
ZEVには、EV、PHV、FCVの3種類があります。

EV (電気自動車)

バッテリーに充電した電気だけで走行します。

PHV (プラグインハイブリッド自動車)

バッテリーに充電でき、電気とガソリンで走行します。充電した電気だけでも走行可能です。

FCV (燃料電池自動車)

水素を燃料とし、水素と空気中の酸素で発電した電気で行きます。水素は専用の水素ステーションで補充します。

ZEV転換の3つのメリット

メリット1 環境にやさしい!

ZEVは、**走行時のCO₂排出がゼロ!**
ガソリン車で10km走行した際に排出するCO₂を1日で吸収するには杉の木52本が必要です。



メリット2 乗り心地が快適!

ZEVは、ガソリン車のような音や振動がなく、スムーズに加速するため**乗り心地が快適**です。

メリット3 災害のときも安心!

ZEVの多くは、車内に備えられたコンセントや外部給電器を利用することで、**災害等の停電時に電気を使えます。**



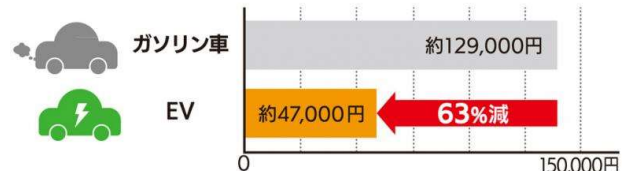
停電時に車から電気を供給

しかもEVなら… 走行コストが安い!

年間の走行距離10,000kmの場合、EVの走行に必要な1年間の充電代は約47,000円。一方、ガソリン車の燃料代は約129,000円です。

また、基本的に自宅で充電するため、ガソリンスタンドに行く手間が省けます。

■ 10,000km走行時のコストの比較



※ガソリン車の燃料代は、13km/L、168円/Lで計算
※EVの充電代は、6.5km/kWh、31円/kWhで計算



栃木県



「災害時電源ZEV導入促進事業」

専用サイト



申請期間：令和8（2026）年4月27日（月）～令和9（2027）年3月31日（水）

※予算に達し次第受付終了（受付先着順）

対象者

県内に事業所を有する中小企業者等※

※ 中小企業者、中小企業団体、医療法人、社会福祉法人、学校法人、青色申告を行っている個人事業主 等

対象車両

国の補助金※の交付対象となるEV、FCV又はPHV

※下記のいずれかに該当する補助金

（一社）次世代自動車振興センター「グリーンエネルギー自動車導入促進補助金」

（一財）環境優良車普及機構「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（トラック））」

（公財）日本自動車輸送技術協会「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業（タクシー・バス））」

補助金額

EV・FCV：1台あたり20万円（定額）

PHV：1台あたり10万円（定額）

要件

- （1）給電機能付きの車両
- （2）栃木県災害時協力車登録制度への登録

EV

（電気自動車）



PHV

（プラグインハイブリッド自動車）



FCV

（燃料電池自動車）



○災害時協力車制度の概要



詳しくは県HPへ

栃木県災害時協力車登録制度



さらに…

国の補助金との併用が可能！！

■令和7年度補正 補助上限額

※導入する車両により補助額が異なります。

車別	上限額	車別	上限額
EV	130万円	PHV	85万円
軽EV	58万円	FCV	150万円

お問い合わせ

一般社団法人次世代自動車振興センター

TEL：0570-001-136（ナビダイヤル）

受付時間：10:00～12:00／13:00～16:00

（土・日・祝日、年末年始は休み）

URL：<https://www.cev-pc.or.jp/>



問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20 栃木県環境森林部気候変動対策課

TEL：028-623-3186 Email：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp



栃木県

中小企業向けS B T 認定取得支援事業

脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減を図ることを目的に
県内中小企業者の排出量把握及び削減目標の設定等を支援します！



みんなS B T
って知ってる？

“S B T”とは

パリ協定が求める水準と整合した温室効果ガス排出削減目標のこと。
認定は国際的な認証機関である「S B T i」が実施。

【対象】 県内企業等中小企業向けS B T 認定基準に相当する温室効果ガス排出削減目標を設定するもので、以下のいずれにも該当すること。

- 県内に本社または主たる事業所を有する中小企業者等であること
- S B T iの定義する中小企業向けS B T 認定の申請要件に該当していること 等

中小企業向けS B T 認定取得のメリット

- 温室効果ガスを削減し、S D G sに貢献できる
- 投資家や顧客に対してプラスのアピールができる
- 社内のイノベーション喚起につながる

注目!

募集期間

令和8（2026）年4月20日（月）～6月30日（火）

- 【補助要件】 ● 中小企業向けS B T 認定取得申請を行い、**中小企業向けS B T 認定を取得すること。**
※中小企業向けS B Tの取得に至らない場合、**補助の対象外**となります。
- 中小企業の脱炭素経営の促進及び県内温室効果ガスの排出の削減のため、**栃木県が行う普及啓発の取組に協力（事例紹介 等）すること。**

- 【補助金額】 ● 補助率：補助対象経費の1／3
● 上限：50万円

区分	概要
委託費	温室効果ガス排出量削減目標設定等を行うに当たり、受託者へ支払う経費
認定取得費用	中小企業向けS B T 認定の取得に際し要する申請費用（原則として、令和8年1月9日付、財務省告示第10号による外国貨幣換算率により、1ドルにつき149円として算定する）

※国、地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、その金額を除いた額を補助対象経費とする。

問い合わせ先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館11階
栃木県環境森林部 気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室
TEL：028-623-3262 メール：kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp



詳細は県HP